

熊本県公報

第 1 1 6 2 3 号
平成 19 年 11 月 14 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し……………(税 務 課) 1
- 指定居宅サービス事業所の指定……………(高齢者支援総室) 1
- 指定介護予防サービス事業所の指定……………(") 2
- 指定居宅サービス事業所の指定……………(") 2
- 指定介護予防サービス事業所の指定……………(") 2

公 告

- 道路位置指定……………(建 築 課) 2
- 土地改良事業施行の同意……………(農村計画・技術管理課) 2
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出……………(商工政策課) 3
- "……………(") 4
- 大津都市計画道路の変更に係る案の縦覧……………(都市計画課) 4
- "……………(") 5
- 貸金業の所在等不明者……………(経営金融課) 5

登 載 依 頼

- 平成 19 年度八代地域保健医療推進協議会の開催……………(医療政策総室) 5
- 平成 19 年度熊本県明るい選挙推進協議会第 2 回会議の開催……………(選挙管理委員会) 6
- 熊本県阿蘇地域保健医療推進協議会の開催……………(医療政策総室) 6
- 熊本県立特別支援学校の部・科、学科、当該学校が行う教育及び修業年限に関する規則の一部を改正する規則……………(高校教育課) 7
- 熊本県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則…(学校人事課) 7
- 平成 20 年度県立特別支援学校高等部及び幼稚部募集定員……………(高校教育課) 7
- 熊本県観光審議会の開催……………(観光物産総室) 9

告 示

熊本県告示第 969 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 700 条の 6 の 4 第 3 項の規定により、軽油引取税の特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成 19 年 11 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

名 称	代 表 者	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
野中石油プロパン 有限会社	代表取締役 野中 一英	玉名市中 1789 番地	平成 19 年 10 月 1 日

熊本県告示第 970 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 11 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【特定福祉用具販売】

事業所の名称及び事業所の所在地	事 業 者 名	指定年月日
九州ガス株式会社八代支店福祉用具販売事業 所 八代市松江町 376 番地	九州ガス株式会社	平成 19 年 11 月 1 日

熊本県告示第 971 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 11 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【特定介護予防福祉用具販売】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
九州ガス株式会社八代支店福祉用具販売事業所 八代市松江町 376 番地	九州ガス株式会社	平成 19 年 11 月 1 日

熊本県告示第 972 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 11 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ライフワン熊本ケアセンター 熊本市新町二丁目 12 番 26 号	株式会社ライフワン	平成 19 年 11 月 1 日

熊本県告示第 973 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 11 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ライフワン熊本ケアセンター 熊本市新町二丁目 12 番 26 号	株式会社ライフワン	平成 19 年 11 月 1 日

公 告**熊本県公告第 911 号**

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 19 年 11 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 菊池郡菊陽町大字津久礼 1930 番地
- 2 築造者の氏名 富永誠也
- 3 道路の位置 菊池郡菊陽町大字津久礼字廣街道 2363 番 4
- 4 道路の幅員 4.10 メートル
- 5 道路の延長 16.95 メートル
- 6 指定年月日 平成 19 年 10 月 29 日
- 7 指定番号 菊池景建第 59 号

熊本県公告第 912 号

平成 19 年 8 月 17 日付けで天草市長 安田公寛から協議のあった大宮地新田地区土地改良事業（農業用排水施設、農業用道路）の施行については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 5 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、平成 19 年 10 月 31 日付けで同意した。

平成 19 年 11 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 913 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成 19 年 11 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
サンロードシティ熊本
熊本県熊本市東町三丁目 3 番 3 号

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（変更箇所は下線部）
変更前

名 称	代表者氏名	住 所
サンロードシティ藤田株式会社	代表取締役 藤田 勲	球磨郡錦町大字西字打越 715 番地の 1
マックスバリュ九州株式会社	代表取締役 坂野 邦雄	福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目 13 番 21 号
株式会社ベスト電器	代表取締役 有蘭 憲一	福岡県福岡市博多区千代六丁目 2 番 33 号
株式会社サンドラッグ	代表取締役 才津 達郎	東京都府中市若松町一丁目 38 番地 1 号
株式会社ファーストリテイリング	代表取締役 玉塚 元一	東京都渋谷区道玄坂一丁目 12 番 1 号
株式会社チヨダ	代表取締役 舟橋 政男	東京都杉並区成田東四丁目 39 番 8 号

変更後

名 称	代表者氏名	住 所
藤田株式会社	代表取締役 藤田 勲	球磨郡錦町大字西字大谷 742 番地 1
マックスバリュ九州株式会社	代表取締役 坂野 邦雄	福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目 13 番 21 号
株式会社ベスト電器	代表取締役 有蘭 憲一	福岡県福岡市博多区千代六丁目 2 番 33 号
株式会社チヨダ	代表取締役 舟橋 政男	東京都杉並区成田東四丁目 39 番 8 号
株式会社メガネトップ	代表取締役 富澤 昌三	静岡県静岡市葵区伝馬町 8 番地の 6

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
サンロードシティ藤田株式会社 代表取締役 藤田 勲 球磨郡錦町大字西字打越 715 番の 1	サンロード株式会社 代表取締役 尾方 春敏 球磨郡錦町大字西字打越 715 番 32 号
小村 典子 人吉市相良町 1141 番地 1	(退店)

3 変更年月日

- (1) 平成 18 年 12 月 10 日（藤田株式会社）
平成 15 年 5 月 12 日（藤田株式会社を除く。）
(2) 平成 19 年 7 月 24 日

4 変更する理由

- (1) 名称及び住所変更のため（藤田株式会社）
平成 15 年 5 月 12 日付け新設届出及び平成 17 年 2 月 10 日付け変更届出に誤りがあったため（藤田株式会社を除く。）

- (2) 小売業者の入れ替えのため
 5 届出年月日
 平成 19 年 11 月 2 日
 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
 熊本県商工観光労働部商工政策課
 平成 19 年 11 月 14 日から平成 20 年 3 月 14 日まで

熊本県公告第 914 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成 19 年 11 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 サンロードシティ
 球磨郡錦町大字西字打越 715 番 1 号ほか
 2 変更した事項
 (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（変更箇所は下線部）
 変更前

名 称	代表者氏名	住 所
藤田株式会社	代表取締役 藤田 勲	<u>球磨郡錦町大字西字打越 715 番地の 1</u>
株式会社ホームセンターサンコー	代表取締役 中山 耕吉	熊本市東町二丁目 1 番 15 号

変更後

名 称	代表者氏名	住 所
藤田株式会社	代表取締役 藤田 勲	<u>球磨郡錦町大字西字大谷 742 番地 1</u>
株式会社ホームセンターサンコー	代表取締役 中山 耕吉	熊本市東町二丁目 1 番 15 号
<u>株式会社ベスト電器</u>	代表取締役 <u>有菌 憲一</u>	<u>福岡県福岡市博多区千代六丁目 2 番 33 号</u>

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
(新規出店)	西村 淳 球磨郡錦町大字一武 2826 番 6 号

- 3 変更の年月日
 (1) 平成 18 年 12 月 10 日（藤田株式会社）
 平成 16 年 4 月 19 日（株式会社ベスト電器）
 (2) 平成 17 年 7 月 1 日
 4 変更する理由
 (1) 住所変更のため（藤田株式会社）
 平成 16 年 4 月 19 日付け変更届出に誤りがあったため（株式会社ベスト電器）
 (2) 小売業者の入れ替えのため
 5 届出年月日
 平成 19 年 11 月 2 日
 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
 熊本県商工観光労働部商工政策課及び球磨地域振興局総務振興課
 平成 19 年 11 月 14 日から平成 20 年 3 月 14 日まで

熊本県公告第 915 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により都市計画を変更したいので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、大津町の住民及び利害関係人は、期間満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

平成 19 年 11 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類
 大津都市計画道路 3・3・1号 室吹田線
 3・3・2号 室杉水線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 大津町大字室字西迫尻、字東迫尻、字門出、字新田、字西鶴、字南出口、字北出口、
 字三郎松、字桜山、字狐平、大字大津字門出、字鍛冶の上、大字引水字西鶴、字前鶴、
 字東鶴、字柳塘、字東原、字三吉原、大字森字居島、大字吹田字八迫、大字杉水字中水
 迫、字中谷、字中津、字水迫、字二の迫、字一の迫、字道免、字上の原、字中原、字西
 上の原の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
 熊本県土木部都市計画課、熊本県菊池地域振興局土木部企画調査課、大津町役場都市
 整備課
- 4 縦覧期間
 平成 19 年 11 月 14 日から平成 19 年 11 月 28 日まで

熊本県公告第 916 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により都市計画を変更したいので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、大津町の住民及び利害関係人は、期間満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

平成 19 年 11 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類
 大津都市計画道路 3・4・3号 引水室線
 3・4・4号 南出口楽善線
 3・4・5号 三吉原北出口線
 3・4・6号 門出三郎松線
 3・4・7号 駅前楽善線
 3・4・9号 駅南 1 号線
 3・4・10号 駅南 2 号線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 大津町大字引水字東原、字東山、字三吉原、大字大津字上鶴、字前田、字松古閑、字
 16 番町屋敷、字門出、字合志ヶ水、字東大川内、字上井迫、字八窪、字南楽善、字土居
 の内、字東道免、字西嶽、字前田、字鍛冶の上、大字室字門出、字新田、字東迫尻、字
 西鶴、字西迫尻、字南出口、字北出口、字西道免、字東道免、字南楽善、字西嶽の各一
 部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
 熊本県土木部都市計画課、熊本県菊池地域振興局土木部企画調査課、大津町役場都市
 整備課
- 4 縦覧期間
 平成 19 年 11 月 14 日から平成 19 年 11 月 28 日まで

熊本県公告第 917 号

次の貸金業者については、その営業所又は事務所の所在地を確知できないため、貸金業の規制等に関する法律（昭和 58 年法律第 32 号）第 38 条第 1 項の規定により公告する。

なお、この公告の日から 30 日を経過しても申出がないときは、同項の規定により貸金業の登録を取り消す。

平成 19 年 11 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

屋号	ライブ
氏名	深田 博昭
登録番号	熊本県知事（1）第 02364 号
登録年月日	平成 17 年 11 月 9 日
主たる営業所等の所在地	人吉市東間上町 2842-5

登載依頼

八代地域保健医療推進協議会公告第 1 号

平成 19 年度八代地域保健医療推進協議会の会議を、次のとおり開催します。

平成 19 年 11 月 14 日

熊本県八代保健所長 河 津 俊 彦

- 1 開催日時
平成 19 年 11 月 28 日 (水)
午後 2 時から午後 4 時まで
- 2 開催場所
熊本県八代市西片町 1660
熊本県八代地域振興局 5 階大会議室
- 3 議題
(1) 救急医療専門部会の報告について
(2) 地域医療支援病院について
(3) 第 5 次八代地域保健医療計画について
(4) 地域の保健医療の課題について
(5) その他
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、会場において事務局の許可を得たうえで、会場に入ることができます。
(2) 傍聴は、先着順に行い、定員になり次第終了します。
- 6 問い合わせ先
熊本県八代市西片町 1660
八代地域保健医療推進協議会事務局
(熊本県八代地域振興局保健福祉環境部総務企画課)
(電話 0965-32-6121 内線 3014)
(ファックス 0965-33-6321)

熊本県明るい選挙推進協議会公告第 2 号

熊本県明るい選挙推進協議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴の手続きは、次のとおり。

平成 19 年 11 月 14 日

熊本県明るい選挙推進協議会
会長 吉 田 道 雄

- 1 開催日時
平成 19 年 11 月 27 日 (火) 午前 10 時から午前 11 時まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県庁新館 2 階 多目的 AV 会議室
- 3 議題
(1) 平成 19 年度上半期の事業実施状況報告について
(2) 平成 19 年度明るい選挙啓発作品コンクール最終審査
(3) 第 21 回参議院議員通常選挙等の啓発事業実績報告について
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、協議会の会長の許可を得たうえで、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県選挙管理委員会 (熊本県総務部市町村総室選挙班)
(電話 096-333-2104 (ダイヤルイン))

熊本県阿蘇地域保健医療推進協議会公告第 1 号

熊本県阿蘇地域保健医療推進協議会を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおり。

平成 19 年 11 月 14 日

熊本県阿蘇地域保健医療推進協議会会長

- 1 開催日時
平成 19 年 11 月 19 日 (月) 午後 2 時から午後 4 時まで
- 2 開催場所
阿蘇市内牧 1204
熊本県阿蘇保健所 2 階会議室
- 3 議題
(1) 第 5 次阿蘇地域保健医療計画 (案) について
(2) その他
- 4 傍聴者の定員
10 人

- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
 - 阿蘇市内牧 1204
 - 阿蘇地域保健医療推進協議会事務局
 - (熊本県阿蘇保健所総務企画課)
 - (電話 0967-32-0535)

熊本県立特別支援学校の部・科、学科、当該学校が行う教育及び修業年限に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 11 月 14 日

熊本県教育委員会委員長 古川 紀美子

熊本県教育委員会規則第 22 号

熊本県立特別支援学校の部・科、学科、当該学校が行う教育及び修業年限に関する規則の一部を改正する規則

熊本県立特別支援学校の部・科、学科、当該学校が行う教育及び修業年限に関する規則(昭和 41 年熊本県教育委員会規則第 10 号)の一部を次のように改正する。

別表中

学 校	当該学校が行う教育	高 等 部	
		本 科	
		学 科	修業年限
熊本県立松橋養護学校	肢体不自由者に対する教育	普 通	3 年

を

学 校	当該学校が行う教育	高 等 部	
		本 科	
		学 科	修業年限
熊本県立松橋養護学校	肢体不自由者に対する教育	普 通	3 年
	知的障害者に対する教育	園 芸 工 芸	3 年 3 年

に改める。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 11 月 14 日

熊本県教育委員会委員長 古川 紀美子

熊本県教育委員会規則第 23 号

熊本県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

熊本県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成 12 年熊本県教育委員会規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「住居手当及び通勤手当」を「扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当」に改め、同条中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号を第 2 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(1) 熊本県職員の扶養手当に関する規則(平成 2 年熊本県人事委員会規則第 25 号)第 4 条に規定する認定及び同規則第 5 条に規定する確認に関すること。

第 2 条に次の 1 号を加える。

(4) 熊本県職員の単身赴任手当に関する規則(平成 2 年熊本県人事委員会規則第 2 号)第 8 条に規定する確認、決定及び改定並びに同規則第 10 条に規定する確認に関すること。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県教育委員会告示第 7 号

熊本県立特別支援学校学則(昭和 41 年熊本県教育委員会規則第 9 号)第 4 条第 2 項の規定により、平成 20 年度の県立特別支援学校高等部等の募集定員を次のように定める。

平成 19 年 11 月 14 日

熊本県教育委員会委員長 古川 紀美子

平成20年度県立特別支援学校高等部及び幼稚部募集定員

1 高等部

(単位：人)

学校名	当該学校が行う教育	本科・専攻科	学 科	学級数	募集定員	
盲学校	視覚障害者に対する教育	本 科	普通科一般	1	8	
			普通科重複	1	3	
			保健理療科	1	8	
		専攻科	理 療 科	1	10	
			保健理療科	1	10	
熊本聾学校	聴覚障害者に対する教育	本 科	普通科一般	1	8	
			普通科重複		2	
			産業工芸科	1	8	
		専攻科	理 容 科	1	8	
			工 芸 科	1	8	
ひのくに高等養護学校	知的障害者に対する教育	本 科	園 芸 科	1	32 (くくり募集)	
			工 芸 科	1		
			刈-ニガ科	1		
			窯 業 科	1		
		熊本養護学校	本 科	普通科一般	3	24
				普通科重複	2	6
				普通科訪問		2
		松橋西養護学校	本 科	普通科一般	3	24
				普通科重複		3
		荒尾養護学校	本 科	普通科一般	1	10
普通科重複	1			3		
大津養護学校	本 科	普通科一般	3	24		
		普通科重複	1	4		
菊池養護学校	本 科	普通科一般	2	20		
		普通科重複	1	3		
小国養護学校	本 科	普通科一般	1	10		
		普通科一般	1	10		
球磨養護学校	本 科	普通科一般	1	10		
		普通科重複		1		
天草養護学校	本 科	普通科一般	1	10		
		普通科重複		1		
松橋養護学校	肢体不自由者に対する教育	本 科	普通科一般	1	8	
			普通科重複	2	6	
	知的障害者に対する教育		園 芸 科	1	16 (くくり募集)	
			工 芸 科	1		
芦北養護学校	肢体不自由者に対する教育	本 科	普通科重複	2	6	
			本 科	普通科重複	1	3
荅北養護学校	本 科	普通科訪問		1	3	
		黒石原養護学校	病弱者に対する教育	本 科	普通科一般	2
普通科重複	2				6	
普通科訪問	1				3	

2 幼稚部

学校名	当該学校が行う教育	年 齢	学級数	募集定員
盲学校	視覚障害者に対する教育	3歳～5歳児	1	6
		3歳児	1	6
熊本聾学校	聴覚障害者に対する教育	4歳児		若干名
		5歳児		若干名
		3歳児	1	6
松橋東養護学校	肢体不自由者に対する教育	4歳児		若干名
		5歳児		若干名
		5歳児		若干名

熊本県観光審議会公告第 3 号

熊本県観光審議会の会議を次のとおり開催する。

平成 19 年 11 月 14 日

熊本県観光審議会 会長 吉 丸 良 治

- 1 開催日時
平成 19 年 11 月 15 日 (木)
午前 10 時 00 分から午後 0 時 00 分まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県庁 新館 2 階 AV 会議室
- 3 議題
(1) 現行観光パートナーシップアクションプランの中間総括について
(2) 次期観光パートナーシップアクションプランについて
(3) その他
- 4 傍聴者の定員
20 人
- 5 傍聴手続き
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手順は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県観光審議会事務局 (熊本県商工観光労働部観光物産総室総務企画班)
(電話 096-333-2332 内線 5205)

